

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行元】

シーケンシャル・フロンティア株式会社

浅岡会計事務所 (http://www.asaoka-kaikei.com)

佐々木不動産鑑定士事務所

名古屋市中区正木四丁目8番12号ブラウザ金山5階

TEL:052-683-0134, 0578 FAX:052-683-0157

【発行日】平成17年12月1日

有限責任事業組合(LLP)の設立が拡大中

この「Insight Review」のNo.3においてもご紹介させていただいた「有限責任事業組合(LLP)」ですが、今年8月の法施行以後、全国で設立が相次いでいるようです。出資額ではなく、組合員の貢献度に応じて利益を配分できるLLPは、技術開発や新規のサービス事業展開など幅広い分野で利用されるケースがでてきています。期間限定での共同開発や個人のノウハウと大企業がもつ生産技術などを柔軟に取り込み、機動的な事業展開が可能となっています。



しかし、LLPの設立は容易ではありませんが、その実際の運営となると課題も多いのが現状です。たとえば、資金調達をする場合に、各組合員が個々に組合代表名義で契約する必要があり、収益が内部に留保されないLLPの場合、担保となりえるようなものも少なく、結果として個人保証しなければならないこととなります。これでは、設備投資など多額の資金調達が必要な場合、調達が厳しくなる

ようなケースも多いようです。

また、利益配分に関しても、全組合員が納得できるように貢献度を評価することができるかどうか問題となるでしょう。

従って、LLPが当初の目論見通り成果をあげられるかどうかについては、組合員間の信頼関係がしっかりと構築できるかどうかにもかかってきそうです。

有限責任事業組合(LLP)とは

責任が出資額の範囲に限定される株式会社の利点と、内部自治が自由になる任意組合のよさを併せ持つ組織形態。組織が簡素で、機動的な運営ができます。出資額の少ない組合員も技術提供などを通じて主体的に参加し、事業への貢献度に応じて利益配分を得られます。LLPの事業で発生した損失は、各組合員がそれぞれ既存事業の所得と合算し、所得税を納めることになり、LLP自体には課税されないことが特徴。

詳細は、「Insight Review」のNo.3をご覧ください。

電子帳簿の保存が急増中

国税庁はこのほど、平成16事務年度(平成17年6月までの1年間)における「電子帳簿保存法に係る電磁的記録による保存等の承認状況」を発表しました。それによると、平成16事務年度末時点での累計承認件数は5万3551件で、前事務年度末比で30.4%増と大幅な伸びを示していることが明らかになりました。

同調査は、平成10年7月1日から施行されている「電子帳簿保存法」に基づく事業者の電子帳簿等の承認件数を調べたものです。

電子帳簿保存法とは、簡単にいうと国税関係帳簿書類等を「紙」ではなく、ハードディスクやCD-Rに電子的に保存することを認める法律です。具体的には、国税関係帳簿書類の電磁的記録保存、国税関係帳簿書類のCOM(マイクロフィルム)での保存、電子取引(EDI取引)にかかわる電磁的記録の保存が可能になります。

平成16事務年度末時点における同法の累計承認件数を税目別に見ると、法人税・消費税関係が3万5536件(前事務年度末比33.4%増)、源泉所得税関係1万1540件(同23.7%増)、所得税・消費税関係4900件(同23.5%増)、その他の国税関係1575件(同35.9%増)となっていて、いずれの税目でも20%を超える高い伸びを示しています。

なお、今年4月から施行された「契約や税務関連の書類・帳票の電子データによる保存、閲覧を認める法律(e文書法)」により、電子帳簿保存法も改正され、これまで電子保存が認められていなかった「紙の領収書や契約書」等についても、記載金額が3万円未満のものについては電子保存できるようになりましたが、今回の調査ではこの件数は含まれていません。

年々、事務所内を占有しつつある帳簿関係について、保存承認に関しては相当な手間がかかりますが、将来的には電子化することも検討しなければならないかもしれないですね。

CONTENTS

有限責任事業組合(LLP)の 設立が拡大中……………	P.1
電子帳簿の保存が急増中……………	P.1
いざというときに困らない “相続”基礎知識講座……………	P.2
残業手当はどうされていますか? ～サービス残業のリスク管理について～……………	P.3
80対20の法則(パレートの法則)……………	P.4
失敗のないマイホーム選びの ポイント(第4回)……………	P.5
投資信託最新情報 ～日本株ファンドの魅力とは～……………	P.6
経営実践セミナーのご案内……………	P.7
今月の名言録……………	P.8
12月度の税務スケジュール……………	P.8

いざというときに困らない“相続”基礎知識講座

相続人と相続分について

相続により財産を取得できる者を相続人といいますが、相続人になることができる者については民法で定められています。民法では相続人は配偶者(配偶者相続人)とそれ以外の血族関係者(血族相続人)に大別され、双方が同じように相続人になる権利を有しますが、その人数や相続上の関係(親族図において被相続人(なくなられた方)からみた時の関係)によって、その法律上の相続分は変動します。

具体的には右記の持分を有することになります。配偶者以外の場合には、複数存在するケースもあるので、その場合にはさらに該当者数で按分することとなります。また、相続人に該当する者が1名しかいない場合には、その相続人がすべて相続することになります。

相続する順番としては、配偶者・子供がともにいる場合には、これらの者のみが相続人となりえますが、もし、子供がいない場合には、配偶者と被相続人の両親(両親がいない場合には祖父母)が相続人となり、さらに該当者がいない場合には兄弟姉妹へと相続権がひろがっていきます。なお、この場合にそれぞれの法定相続分としては、本来相続すべき近親者から遠のくにつれて、配偶者とそれ以外の相続人との間の相続分には差が大きくなってきます。

【配偶者と血族相続人の両者が存在する場合の相続分】

配偶者 相続人	血族相続人		
	子 供	直系尊属 (親など)	兄弟姉妹
1 / 2	1 / 2		
2 / 3		1 / 3	
3 / 4			1 / 4

遺留分について

ただし上記は、あくまで法律上の相続分なので、実際の相続に関してはこの相続分通りである必要は全くありません。

つまり、遺言書や遺産分割協議の内容によっては、いかようにも相続分を決めることは可能です。

なお、本来財産を相続する権利を持ちえる者に対して相続分が全くない場合や著しく少額である場合には、救済措置として遺留分という考え方があります。この遺留分とは、その相続人が民法上相続権を有する法定相続分の半分について、権利要求することができるものになります。(兄弟姉妹の場合には遺留分はありません)



One Point

IT投資促進税制で特別償却と税額控除の同時適用はダメ

平成15年税制改正で導入された情報通信機器等を取得した場合の特別償却制度 & 税額控除制度、いわゆるIT投資促進税制の存廃をめくり、いま減税期限の延長を求める経済界、経済産業省と減税廃止を訴える財務省とで攻防戦が繰り広げられています。双方の主張には大きな溝があるため、今後、IT投資促進税制の存廃についての議論はますますヒートアップしそうな感じです。

ところで、実際に同制度を利用する中小企業の間では、同制度の利用法について少々戸惑いがあるようです。IT投資促進税制を利用しようと考えている中小企業の間で、勘違いが見受けられるのが「特別償却」と「税額控除」の選択適用に関するものです。IT投資促進税制とは、青色申告書を提出する個人や法人が、平成18年3月31日までに「特定情報通信機器等」を取得して、事業に活用した場合に、その特定情報通信機器等について「取得価額の50%相当額の特別償却」か「取得価額の10%相当額の特別税額控除」が選択適用できるという制度。勘違いとは、例えば、「電子計算機10台」と「デジタル複写機10台」というように、種類の違う情報通信機器を取得した場合に、「一方は特別償却して、もう一方は税額控除しよう」と考える人がいるわけです。

基本的に同制度では、情報通信機器等とソフトウェアとを区別したうえで、その年において取得(製作)した全ての情報通信機器等の合計額により規模を判断し、その規模に関する一定の要件を満たす一つの集合体を「特定情報通信機器等」と定義しています。このため、取得した情報通信機器等について、一部について特別償却を選択し、それ以外について所得税額の特別控除を行うということは認められません。

残業手当はどうされていますか？ ～ サービス残業のリスク管理について ～

サービス残業の是正状況

平成16年4月から平成17年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正指導をした結果について発表されました。これによると、不払いになっていた割増賃金の支払額が1企業当たり合計100万円以上となり、指導の対象となった企業数は1,437企業、対象労働者数は169,111人、支払われた割増賃金の合計は226億1,314万円となり、企業平均では1,574万円、労働者平均では13万円という結果となりました。

労働基準法では労使協定(36協定)を結ばないで時間外労働をさせたり、時間外に働いたにもかかわらずその時間に応じた割増賃金を使用者が支払わないことを罰則をもって禁止しています。

労働者は「賃金不払い残業」に対し、使用者に労働に応じた割増賃金を請求できるだけでなく、是正されない場合は労働基準監督署に告発、裁判所に割増賃金と同額の付加金の支払い請求を行うことができます。

サービス残業の時効は2年となっていますので、最大で2年分の残業代を遡って支払っている会社もあり、サービス残業は経営を揺るがしかねないリスクとなっています。

そこで、残業手当について今一度ご確認いただくことをお勧めします。

残業をさせるためには

1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて働いた場合や毎週少なくとも1回(または4週4回)の法定休日に働いた場合に、その時間に応じた割増を含んだ賃金が支払われないことをサービス残業といいます。

たとえば、週休2日制の場合、どちらか1日休ませれば、法定休日についてはクリアできますが、1週40時間以上労働した時間については、割増賃金を支払う必要があります。

労働基準法上、法定労働時間を超えて働かせる(または法定休日に働かせる)ことが許されるのは、

[1]災害などの非常事由による臨時の必要がある場合

[2]公務のために臨時に必要のある場合

[3]労使協定(36協定)による場合

です。

つまり、業務の事情で労働者に残業してもらうためには、[3]の労使協定(36協定)の締結が必要となり、この届出をしないと、残業させることはできません。



残業手当の計算方法

残業手当については、次の計算式により算出します。

$$\frac{\text{所定内賃金の中の基礎賃金}}{\text{月間平均の所定内労働時間}} \times \text{法定割増率}(1.25) = \text{所定外賃金}$$

所定内賃金の中の基礎賃金とは…

原則として、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、

1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 以外の賃金すべて

例えば、役職手当、職務手当などは残業手当の計算の含まれます。

月間平均の所定内労働時間とは…

定められた労働時間の平均

例えば、1日8時間労働で年間休日が105日とすると、8時間×(365日-105日)÷12ヶ月=173時間となります。

みなし残業手当について

残業手当という名称になってはいないけれど、残業手当のような性格の手当があります。例えば、営業手当とか、外勤手当などです。これは、手当のうち割増賃金相当部分とそれ以外の部分とが明確になっていること、賃金規定において、その手当が「みなし残業手当」であると明記していることなど、一定の条件のもとで認められています。

管理監督者の残業手当について

労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある労働者について、残業手当の支払いが不要とされています。ただし、賃金面などでその地位にふさわしい待遇がなされているなど、一定の条件のもとで認められています。

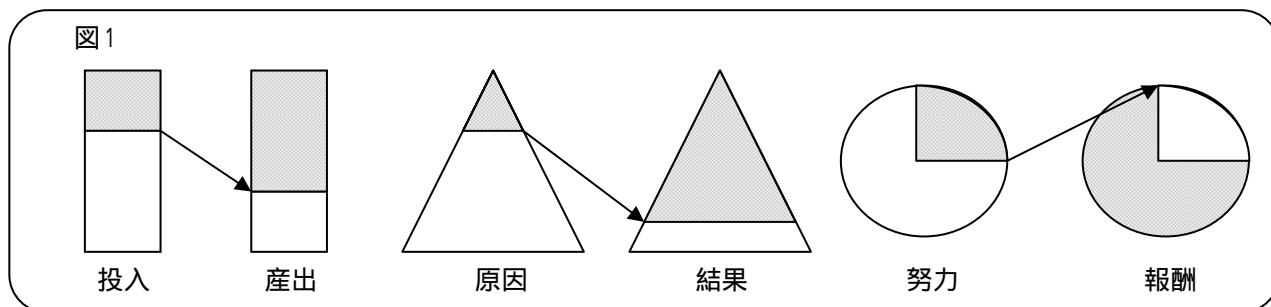
80対20の法則(パレートの法則)



80対20の法則をビジネスに役立てよう!

1. 80対20の法則(パレートの法則)とは

80対20の法則とは、投入、原因、努力のわずかな部分が、産出、結果、報酬の大きな部分をもたらすというイタリアの経済学者パレートが発見した法則です。これは経済学やビジネスなど多くの科学の分野で立証されている経験主義的な法則です。例えば、成し遂げる仕事の80%は、費やした時間の20%から生まれるというものです(図1)。つまり、少数のものが非常に役立ち、大きな影響力をもちます。この80と20の数字には特別な意味はなく、単なる概算であり、ポイントは、世界は50対50ではないということです。残念ながら努力はそのまま報酬に結びつかないのです。



具体例をみてみましょう。ビジネスの世界では、売上の80%を占めているのは、20%の商品、20%の顧客です。利益をとってみても、同様です。社会をみると、犯罪の80%を20%の犯罪者が占めています(同じ犯罪者が繰り返し犯罪を犯すことによるものです)。同様に、交通事故の80%を20%のドライバーが占めています。

2. 80対20の法則(パレートの法則)のビジネスへの活用

少数の重要な商品、お客様

まず、商品について考えてみましょう。商品ごとに売上高を集計し、粗利益を計算します(できれば間接費も計算に入れます)。これを分析すると、売上全体に占める比率は小さいですが、収益性が極めて高い商品が見つかるはず。ほとんどの商品はたいした利益を上げておらず、何とか採算に乗っていると思っていた商品でも、全体の間接費を配分し、それを引いてみたら、大幅な赤字になるというケースが出てくるはずです。

図2

商品	総売上に占める比率		総利益に占める比率	
	単独	累積	単独	累積
商品A	3.1	3.1	9.9	9.9
商品B	14.2	17.3	38.2	48.1
商品C	2.6	19.9	4.6	52.7
商品D	10.1	30.0	14.1	66.8
商品E	37.0	67.0	39.5	106.3
商品F	25.4	92.4	22.4	128.7
商品G	4.2	96.6	-6.1	122.6
商品H	3.4	100.0	-22.6	100.0

図2はある店舗について分析した結果です。「商品A」は売上全体に占める比率は3%にすぎませんが、利益全体に占める比率は10%です。売上の20%が利益の80%を占めるわけではありませんが、売上の30%を占める商品で計算すると、利益の67%近くを占めていることが分かります。

この数字をみれば、「商品A・B・C・D」の売上をもっと伸ばすにはどうすればいいか考えるのが当然です。その20%の販売促進にもっと力をいれ、残り80%に使っていた力を振り向け、利益向上を目指すことができます。

同様に、80%の利益をあげている20%のお客様についてのフォローを手厚くすることが大切です。また、クレームの発生原因等についても応用できますので、一度、自社の状況について、分析してみましょう!

アイビー・リーのアイデア

各個人の仕事の方法では、コンサルタントのアイビー・リーのアイデアを活用すると有効です。これは、優先的にやらなければならない仕事を6つだけ書き、仕事の重要度(80対20の法則を応用します)に応じて番号を付け、それを頑なに番号順に行うことで、仕事の能率がアップするというものです。

失敗のないマイホーム選びのポイント(第4回)

前号では、住宅購入時に「収益価格」を活用したりリスクヘッジの方法をご紹介しましたが、今回は「収益価格」から少し角度を変え、住宅価格の割高、割安感を判断する際に、「利回り」を活用した査定方法を取り上げたいと思います。

一般的に、住宅を購入する際、「対象物件が割高であるか、それとも割安であるか」とは一体何を基準にしているのでしょうか。まず、近隣にある同等物件の相場と比較して割高、割安と考えるのが普通ですが、この場合相場の中心となる近隣の売買事例が割高であれば、比較した対象物件も同様に割高になり、購入時から既に時価に対して含み損を生じている可能性があります。

バブル期であれば売買事例がたとえ割高であっても、「資産インフレ効果」により売却損のリスクは少なかったでしょうが、現状の「長期資産デフレ時代」においてはリスクヘッジとして十分とはいえないでしょう。

「期待利回り」で考える

「期待利回り」とは、対象不動産を賃貸することによって得られる純収益(ROI)を元本となる不動産価格で除した「利回り」をいいます。通常、収益用不動産の投資価値を判断する際の指標として使われることが多いため、居住用が目的の住宅購入には関連性が低いかに思われますが、前号でもご紹介したとおり、いかなる用途であっても不動産の価値には、費用性(いくら費用が投じられたか)、市場性(いくらで取引されているか)、収益性(貸すことによっていくら利益を生み出すか)の三面性が重疊的に反映されています。たとえ自宅であっても、「他人に貸したらいくら賃料がとれるか」という発想は重要で、たまたま自分が住んでいるからその収益性に気がつかないだけです。

「期待利回り」は次式で表されます。

$$\text{期待利回り} = \text{想定年間賃料} \div \text{不動産価格}$$

【事例】 対象不動産・・・新築マンション（周辺の賃料相場 月額12万円、購入価格 2,500万円）
 期待利回り = 12万円 × 12ヶ月 ÷ 2,500万円 = 5.8%

「期待利回り」の目安

「期待利回り」が高ければ高いほど「割安」となり、逆に低いほど「割高」となります。換言すると、「期待利回り」の高い物件は仮に自分が住まなくとも賃貸することによってより高い賃料が得られるため、「期待利回り」の低い物件より 担保価値の高い物件といえます。

一般的には、不動産購入においては資金の借入れが前提ですので、次表に示した実質返済率をベースに考えます。

一つの目安は、対象物件を全額借入れした場合の実質年間返済総額の割合(=実質返済率)と上記で計算した「期待利回り」とを比較して、「期待利回り」が高いか、低いかで判断されます。

100万円借りた場合の返済条件と実質返済率

期間25年(元利金等返済)			
金利(%)	月々返済額(円)	年間返済額(円)	実質返済率(%)
2.5	4,486	53,832	5.38
3.0	4,742	56,904	5.69
3.5	5,006	60,072	6.01
4.0	5,278	63,336	6.33
4.5	5,558	66,696	6.67
5.0	5,846	70,152	7.02

「期待利回り」から見た住宅購入

今後の金利上昇リスクや過去20年間の10年物国債利回り等から勘案して、予測される金利水準を4%と仮定すると、上記の表からもわかりますが、「期待利回り」6%以上の物件が理想的な価格といえるでしょう。

- ・7%以上 …………… 投資用としても検討できる
- ・6~7% …………… 将来買い換えも検討できる
- ・5~6% …………… 買うには妥当性がある
- ・4~5% …………… 買うなら、頭金を多く積みたい
- ・4%以下 …………… 買ってはいけない

投資信託最新情報 ~ 日本株ファンドの魅力とは ~

2006年は、デフレから「ポスト・デフレ」へと変わる日本復活の年との期待が高まっています。

今年は、世界的に原油高騰が叫ばれる中、日本株式市場は企業業績の好転などを背景に緩やかながら上昇基調を続け、直近高値1万4700円からさらに上をうかがう展開を見せています。外国人投資家の買いも旺盛で、出来高、売買代金ともにバブル期を超える日も多く、活況を呈しています。

今年半ば以降、日米の金利差や国内投資家の外債投資に伴うドル買いを背景に、為替は円安基調を続けています。国内金利は日銀が来春にも量的緩和の解除を検討しており、マーケット面でそれを期待した「金利上昇(債券価格の下落)」により日本への資金流入、すなわち「円高」「株高」が鮮明になる可能性があります。

一方、米国では中間選挙やグリーンズパンFRB議長の退任などマーケットを左右する案件が目白押しであり、これらの要因を来年の資産ポートフォリオにどのように反映させていくのか、資産運用の大きな転換期となる1年ではないでしょうか。

1. ドル高、来春にも転機か？

欧州の大手金融機関であるUBS、ドイツ銀行が来年以降、円相場が1ドル=90円程度まで上がると予測しています。

それは、米連邦準備理事会(FRB)の利上げが止まるのを受け、米国の経済赤字などに注目したドルの下げが始まると見ているためです。UBSの調査によると、FRBは年内で利上げを打ち止めにする一方、欧州中央銀行(ECB)は来秋までに1%程度利上げするとみえています。

日銀も量的緩和を目指していることから、次の局面では「米国と日本/欧州との金利差縮小と米経済の持続可能性が材料視され、ドル安が起きる」と指摘しています。ドイツ銀行の為替戦略エコノミストも、米利上げ休止を契機に円が急騰するとみえています。両行とも円は1ドル=90円程度、ユーロは1ユーロ=1.4ドル程度までの上昇を予想しています。

このような円高予想が広まれば、国内投資家は外債投資をすると為替差損を被る可能性が高くなり新規の外債購入に慎重になるだけでなく、これまで購入した外債を為替差益が取れる間に売る動きが広がりがねません。

いずれにしても、UBS、ドイツ銀行合わせた外為取引シェアは30%を超えており、下落傾向が続く円相場の行方にも影響しそうです。



2. 日本株ファンドを組入れた通貨分散投資

日本国内より金利が高く、国債等の債務残高約800兆円という財政破綻が懸念されることによる円安基調もあって、国内投資家のポートフォリオでの外債ファンド組入れ比率は高いのが現状です。

もちろん、為替ヘッジされている外債ファンドの組入れ比率を高めることも、少なからず円高リスクを回避することにもつながりますが、来年以降も、外国人投資家は日本株買いを加速すると見る向きが強い(特にヘッジファンドは日本株を買えば値上がり益が期待できるだけでなく、将来円高に転じれば為替差益も狙える)ことから、積極的に日本株ファンドを組入れたポートフォリオを設定してみてもいいのではないでしょうか。

日本インベスターズ証券(NISCO)の主な取扱い日本株ファンド

ファンド名	運用会社	設定日	基準価額 (基準日)	騰落率(%)			純資産残高
				3ヶ月	1年	3年	
JF日本株・ アクティブ・オープン	JPEルガン・ フル・アセット	1998.10.30	25,110円 (11/24)	19.3	47.4	112.3	3,926百万円
野村インド株 投資	興銀第一 ライフ・アセット	1998.2.18	15,717円 (10/31)	24.5	50.6	149.0	6,566百万円

第6回 経営実践セミナーのご案内

～ 減損会計に伴う不動産評価 ～

「減損会計」は、平成17年4月1日以後開始する事業年度から強制適用されます。既に早期適用を開始している企業も多く土地、建物、工場施設などの損失処理を加速させています。

これによって、経営効率の足かせとなる固定資産をその実質価値まで減額するため、対象となる典型的なものが遊休資産であり、事業から十分なキャッシュフローを生み出していない固定資産は減損認識の必要となります。

「減損会計」というと、財務体質の悪化を招き企業価値を毀損してしまうのではないかとリスクが強調されがちですが、土地を含めて不動産の急激な上昇を望むべくもなく、不動産価格もそこから得られる「収益性」をベースに形成される今、時価ベースまで切り下げて投資の失敗を表現し、逆に収益性の高い資産を厳選して保有することは優先されるべきです。

当セミナーでは、「減損会計」から派生して、その考え方が不動産を所有している個人の方にとって少しでも役立つような内容で進めていきたいと考えますので、多数の方のご参加をお待ちしております。

【予定している主な内容】

- ・「減損」という概念の捉え方
- ・早期適用会社の事例調査
- ・不動産市場の新たな潮流 など

当日の構成上、余儀なく詳細な内容に関しては変更がございますのでご了承ください



日 時	12月15日(木) 18:30～20:00
講 師	佐々木不動産鑑定士事務所 佐々木 勝己 (不動産鑑定士)
場 所	名古屋都市センター(金山) 14階 第5会議室
会 費	1,000円
定 員	15名 人数限定のためお早めにお申し込みください。
申 込	12月9日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。 e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-683-0134

今後のセミナー開催予定

詳細は、改めてご案内させていただきます

来年以降の予定につきましては、業務の都合上、1～3月は開催予定はございませんが、4月以降にリニューアルして開催を予定いたしておりますので、その節はご参加いただければ幸いです。

人材開発支援プログラムのご案内

採用・人事諸政策に活用可能な人事適正検査。
30項目にも及ぶ特性因子を分析し、貴社にマッチした人材の確保や適正配置を支援します。
コンピテンシー分析に是非ご活用ください。

お問合せは弊社まで!



貴社のこんな悩みが解消できます!

- 1. 優秀な人材(自社の社風に合う)がなかなかとれない**
30項目以上の特性因子を分析することで、貴社にマッチした人材の発掘が可能
- 2. 退職率が高くて困っている**
現有社員様の調査により、職場の問題点を鮮明に浮き彫り! 問題点に即した適切な対応により、定着率のアップが可能
- 3. 人事異動・昇格の際の基準があいまい**
現有社員様の調査により、各人の特性・希望にあった対応が可能
- 4. 人材育成のポイントがわからない**
複眼評価により、上司・同僚・部下および自己評価とのギャップを認識することで、自己啓発の動機づけが可能

今月の名言録

「断を下す」 松下幸之助

ひとすじの道をひとすじに、ひたすら歩むということは、これもまたなかなか容易ではないけれど、東と西に道がわかれて、それがまた北と南にわかれて、わかれにわかれた道をさぐりさぐり歩むということは、これも全く容易でない。

どうしようか、どちらに進もうか、あれこれととまどい、思い悩んでも、とまどい悩むだけではただ立ちすくむだけ。

自分ひとりなら、長い道程、時に立ちすくむこともよからうが、たくさんの人があとにつづいて、たくさんの人がその道に行き悩んでいるとしたら、わかれた道を前にして、容易でないとグチばかりこぼしてもいられまい。

進むもよし、とどまるもよし。要はまず断を下すことである。みずから断を下すことである。それが最善の道であるかどうかは、神ならぬ身、はかり知れないものがあるにしても、断を下さないことが、自他共に好ましくないことだけは明らかである。

人生を歩む上において、企業の経営の上において、そしてまた大きくは国家運営の上において、それぞれに今一度、断を下すことの尊さを省みてみたい。

「道をひらく」(松下幸之助著、PHP研究所刊)

12月度の税務スケジュール

内容	期限
給与所得の年末調整	本年最後の給与の支払いをするとき
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	12月12日(月)
10月決算法人の確定申告	平成18年1月4日(水)
1月、4月、7月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	平成18年1月4日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	平成18年1月4日(水)
4月決算法人の中間申告(半期分)	平成18年1月4日(水)
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	12月中の市町村の条例で定める日
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	平成18年1月4日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の法人・個人事業者の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	平成18年1月4日(水)

事務所のご案内

名古屋市中区正木四丁目8番12号
ブラウザ金山5階

TEL: 052-683-0134, 0578

FAX: 052-683-0157

http://www.asaoka-kaikei.com

何かご質問などがございましたら

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 近藤 裕美

までお問い合わせください。

